

開催案内

平成 23 年度

参加  
無料

# 信書便制度説明会

～信書便の利用で経費削減・業務拡大を～

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月の信書便法の施行により、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者の信書便事業への参入が進んでいます。また、コンプライアンス（法令遵守）が厳しくなっている中、信書の送達は信書便事業者でなければ取り扱うことができません。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、また信書便事業の現状等について、第2部で事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

**日時：平成 23 年 7 月 5 日（火） 14:00～16:30**

**会場：サンポートホール高松 63 会議室 (6F)**

高松市サンポート 2-1（JR 高松駅から徒歩 3 分）

**(内容) 第 1 部（全参加者対象） 14:00～15:30**

- ・ 信書便制度の概要
- ・ 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

**第 2 部（事業参入希望者対象） 15:40～16:30**

- ・ 特定信書便事業の許可申請手続

**(申込方法)**

参加をご希望の方は、下記の申込書により FAX（089-936-5007）、またはメールアドレス [shikoku-shinshobin@soumu.go.jp](mailto:shikoku-shinshobin@soumu.go.jp) に 6/27(月)までにお申し込みください。なお、参加希望者が多い場合は制限させていただく場合がございます。

**(問い合わせ先)**

総務省 四国総合通信局 信書便監理官 山口 TEL 089-936-5031



**参加申込書 (FAX: 089-936-5007)**

参加	第 1 部 / 第 2 部
団体名	
連絡先	電話番号 住 所
参加者名	(所属・役職・氏名)

※ 会場専用の駐車場はございません。できるだけ公共交通機関を利用してお越しください。  
ご連絡いただきました氏名等の個人情報、参加集約、ご連絡、資料送付以外には使用いたしません。